

議第147号

山形県立自然博物館の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県立自然博物館
- 2 指定をしようとする団体 西村山郡西川町大字月山沢293番地3号  
特定非営利活動法人エコプロ
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

山形県立自然博物館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第148号

山形県志津野営場の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県志津野営場
- 2 指定をしようとする団体 西村山郡西川町大字月山沢293番地3号  
特定非営利活動法人エコプロ
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

山形県志津野営場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第149号

悠創の丘の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 悠創の丘
- 2 指定をしようとする団体 山形市小立二丁目5番23号  
特定非営利活動法人グリーンセンター
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

悠創の丘の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第150号

第1 酒田プレジャーボートスポット等の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット
- 2 指定をしようとする団体 酒田市大浜一丁目3番24号  
酒田小型船舶安全協会
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

第1酒田プレジャーボートスポット等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第151号

山形県酒田海洋センターの指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県酒田海洋センター
- 2 指定をしようとする団体 酒田市飛島字勝浦乙132番地19号  
GOOD LIFE ISLAND合同会社
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

山形県酒田海洋センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第152号

加茂港緑地等の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 加茂港緑地及び加茂レインボービーチ
- 2 指定をしようとする団体 鶴岡市末広町5番22号マリカ西館  
一般財団法人鶴岡市開発公社
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提 案 理 由

加茂港緑地等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第153号

山形県飯豊少年自然の家の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県飯豊少年自然の家
- 2 指定をしようとする団体 西置賜郡飯豊町大字添川3020番地5  
株式会社飯豊町地域振興公社
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

山形県飯豊少年自然の家の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第154号

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県体育館及び山形県武道館
- 2 指定をしようとする団体 山形市長苗代61番地  
公益財団法人山形市スポーツ協会
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。